（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　(F)の欄は、法第116条第１項又は第２項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。

（注８）　(G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注９）　(H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

（注10）　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注12）　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、１単元の株式数の欄の記載を要しない。

（注13）　法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。

イ　外資議決権比率に関する事項

区　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(F)							
合　計								

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいう。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。